

確 認 書

特定非営利活動法人 メディカル・エヴォリュージョナル・ネットワークは、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、平成15年2月15日に開催された設立総会において確認しました。

平成15年3月1日

特定非営利活動法人 メディカル・エヴォリュージョナル・ネットワーク

設立代表者 住所又は居所 前橋市 町 丁目 番地

氏 名 神谷 誠 印

法第2条第2項

その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

法第12条第1項第3号

当該申請に係る特定非営利活動法人が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体でないこと。